

## 野洲市民病院整備事業の訴訟への対応について（素案）

### ◆現状と課題

野洲市民病院整備事業は、多くの市民の期待に支えられており、十分な必要性及び正当性が存在する事業である。過去7年間、市民代表と専門家による公開の検討、市民懇談会、市議会審議と議決を重ねて進められてきた。

しかし、今回のように司法制度に基づく訴訟提起がなされ裁判となれば、当該訴訟の妥当性・正当性の有無にかかわらず、事業の続行は想定以上の深刻な困難状況に直面することとなる。特に、裁判中は、事業を進めるための意思決定が、これまでの市民の代表である市議会に加えて、司法の判断が関与することになるからである。さらに、この事業は、道路、ダム等の工事主体の公共事業と異なり、職員の採用及び病院経営を伴い、かつ実質的に民間病院からの移行という個別特殊要件を持つことも困難さの要因になる。

### ◆疑問点

市議会の議決を経て行ってきた事業が訴訟の対象になるのか

事業の執行手続き及び内容に違法性がない場合、自治への介入になるのではないかと  
栗東市の新幹線駅の起債差し止め訴訟とは異なる

栗東市の新幹線駅の起債差し止め訴訟は、新幹線駅工事を道路工事としたこと及び「工法」の経済的合理性であった。

公営企業法に基づくものであっても、自治体事業を「経済的合理性ない」という判断で止めうるのか

### ◆影響

市として訴訟を抱えて新規プロジェクトを進めなければならない

事業にかかる政策決定に、市民の代表である市議会に加えて、司法の判断が関与することになる

今後の、医師はじめ職員確保、起債同意、開設手続き、交付金手続きへの負の影響が生じる（風評被害）

職員の事務負担が増える

事業を継続する場合、仮に敗訴となった場合の負担増が予想される

### ◆勝訴となった場合

勝訴となっても、訴訟の間、上記の職員確保、諸手続きへの負の影響を抱えつつ事務事業を進めざるを得ない

#### ◆敗訴となった場合

- ・市民病院整備事業の見直しの可能性が生じる
- ・野洲駅南口整備構想の見直しの可能性が生じる
- ・市政の混乱
- ・市民負担の増大
- ・関係者への迷惑
- ・現野洲病院の経営継続(地域医療の見直し)

#### ◆採るべき選択肢

1. 事業の継続
2. 今年度事業は継続。次年度以降は裁判結果が最終的に判明するまで新規事業は行わず、市民病院整備事業を休止する（実施設計は完了）
3. 訴訟の多様な負の影響を考慮し、速やかに事業を中止する

#### ◆各選択肢の評価

##### 1. 事業の継続

###### ●メリット

- ・事業が実現でき、市内の中核的医療が確保できる
- ・職員内定、諸手続等に手戻りが生じない
- ・野洲病院の閉院まで支援が継続でき、中核医療が継続できる

###### ●デメリット

- ・事業にかかる政策決定に、市民の代表である市議会に加えて、司法の判断が関与することになる
- ・訴訟による職員確保、諸手続きへの負の影響を抱えつつ事務事業を進めざるを得ず、事務負担が増大し、遂行上の困難が増す
- ・仮に敗訴となった場合の、負担の拡大が予見できない

##### 2. 新規事業は行わず、裁判決着まで市民病院整備事業を休止（実施設計完了）

###### ●メリット

- ・開院時期は遅れても新病院が開院し、市内の中核的医療が確保できる
- ・係争中によって生じる職員確保、諸手続きへの負の影響なく、円滑に事務事業を進めることができる
- ・野洲病院の閉院まで支援が継続でき、中核医療が継続

###### ●デメリット

- ・事業にかかる政策決定に、市民の代表である市議会に加えて、司法の判断が関与することになる

- ・新病院の開院時期が未定であるため、計画どおりの野洲病院の市立病院化は困難
- ・野洲病院への更なる財政支援継続が必要
- ・施設老朽化等による野洲病院での医療継続に課題が生じる
- ・内定職員への対応が必要となる（新病院の開院時期未定での採用は困難）

### 3. 訴訟の多様な負の影響を考慮し、即事業を中止する

#### ●メリット

- ・市民病院整備事業がなくなるため、裁判の動向に配慮する必要がなくなる

#### ●デメリット

- ・市内から中核的医療機関がなくなる（当面の対応策は困難）
- ・野洲病院への財政支援継続の根拠がなくなる（\*支援継続可能性検討結果による）
- ・内定職員の採用はできないため、対応が必要
- ・交付金の返還手続きが必要となる
- ・既発債の取扱い(用地取得費、実施設計、財務・人給システム)
- ・駅南口整備基本構想の見直しが必要となる

#### ◆市の考え方

訴訟が起こされたという事実を真摯に受け止め、今後の裁判への対応や国からの交付金の採択、県からの起債同意の動向等を考慮すると、「2. 新規事業を行わず、裁判決着まで市民病院整備事業を休止」を選択することに一定の妥当性があるものの、本件裁判は長期化する可能性が高いことが弁護士の見解で示され、その場合、事業再開の目処が立たず、事実上の「事業の中止」になってしまい市民にとって最も不利益な結果になる。

このことから、市としては、事業に違法性、不当性は一切ないと考えており、多くの市民や医師会等からの期待に応えるためにも、訴訟のリスクは存在するものの、「事業の継続」を選択することが最善であると考えます。

(参考)

**栗東市の新幹線駅は不可能に、起債差し止め判決が確定 (読売新聞)**

日時 2007 年 10 月 20 日 05:59:43: sypgvaaYz82Hc

栗東市の新幹線駅は不可能に、起債差し止め判決が確定 (読売新聞)

滋賀県栗東市の東海道新幹線新駅建設を巡り、市が道路拡幅工事の名目で地方債を発行 (起債) し、新幹線を迂回 (うかい) させるための仮線路の設置費に充てるのは違法だとして、住民 8 人が国松正一市長を相手取り、起債の差し止めを求めた訴訟の上告審で、最高裁第 2 小法廷 (中川了滋裁判長) は 19 日、市長側の上告を退ける決定をした。

起債の差し止めを命じた市側敗訴の 2 審・大阪高裁判決が確定した。

滋賀県などは、既に新駅の建設中止の姿勢を明らかにしているが、この日の決定により、資金調達もほぼ不可能となり、新駅建設は事実上できなくなった。

新駅は、県や同市などの要望を受けて、JR 東海が計画したもので、総工費約 248 億円のうち約 238 億円は自治体側が負担することになっていた。同市は、市負担分のうち、仮線路の工事費用の一部約 43 億円を捻出 (ねんしゅつ) するため、道路拡幅工事の名目で起債を決めた。

地方財政法は、地方債の発行目的を道路建設事業などに限定している。1、2 審判決は、「起債は新駅建設のためのもので道路拡幅工事のためとは言えず、地方財政法で定めた起債の対象にはならない」として、同市の起債を違法と判断していた。

(2007 年 10 月 19 日 20 時 18 分 読売新聞)

**栗東市議会が控訴を議決 新幹線新駅起債差し止め訴訟**

asahi.com 2006 年 10 月 04 日

滋賀県栗東市の臨時議会が 4 日開かれ、新幹線「南びわ湖駅」(仮称) の建設に必要な迂回 (うかい) 線路 (仮線) の工事費にあてる地方債発行 (起債) の差し止めを命じた大津地裁判決を不服とし、控訴する議案を可決した。市は近く、大阪高裁への控訴手続きをする。

起立採決では、議員 19 人のうち、訴訟の原告のため地方自治法の規定で出席できない共産党市議 3 人と議長を除いた 15 人全員が控訴に賛成した。国松正一・栗東市長は「最適な工法であり、起債も適法と考える。上級審の判断をあおぎたい」と話している。

訴訟の原告の一人、馬場美代子市議は「議会で討論せず、市長が控訴する理由を述べなかった。市民への説明責任を果たしていない」と話した。

新駅建設にあたって、市は、線路をくぐる市道の拡幅工事と仮線工事が一体だとして、道路事業の名目で市負担分の約 43 億円を起債する計画を立てたが、9 月 25 日の地裁判決は「仮線は駅舎建設に必要なだが、市道工事と一体ではない。工法も経済的合理性を欠く」とした。これを受けて被告の国松市長は、臨時議会でも控訴の議決を求めた。

新駅建設の前提となる仮線工事で起債が認められなければ、栗東市の財源確保は難しく、財政的な理由から新駅計画の見直しが必至となる。